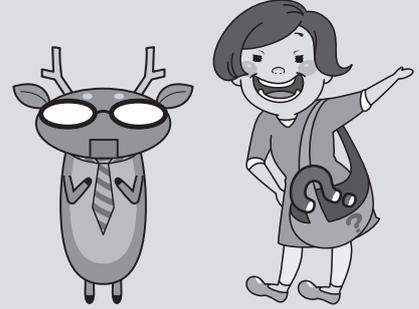


暮らしに役立つ生活情報
センターニュース

北海道立 消費生活センター

きらめく

NO. **148** 11月号



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



冬間近、雪と落ち葉の絨毯（昨年10月）

主な内容

副業、投資…狙われる若者……………2	3氏に北海道社会貢献賞……………4
チャイルドシート推奨基準変更……………3	〈相談事例〉SNSに安い二重まぶた施術の 広告が……………5
暖房器具は使用前に点検を……………3	〈商品テスト〉ハンドブレンダーの使い勝手 ……………6、7
リチウムイオン電池の廃棄に注意……………3	センター見学のご案内……………8
未来を変えるエシカル消費 地産地消……………3	冬休みに親子体験講座……………8
オーラルケアなど学ぶセミナー開催……………4	
消費者トラブル110番……………4	

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouhi-c.jp/>

副業、投資…

狙われる若者

副業や投資など「もうけ話」に関するトラブルの相談が、20歳代の若者を中心に、全国の消費生活センターに寄せられています。

遠隔操作アプリを悪用

支払いのために借金をさせられるケースもあります。相談事例をみると、副業や投資に関するマニュアルなどを購入後、高額なサポート契約を勧誘され、「お金がない」と断った消費者に対し、遠隔操作アプリを悪用して消費者金融などで借金をさせる手口が目立っています。

遠隔操作アプリとは、自分のスマートフォンやパソコンに遠隔地の第三者が接続して、両者が画面を共有しながら操作を行うアプリです。消費者の端末が事業者によって画面共有された状態で事業者から指示され、借金をさせられる例が多くみられます。全国の消費生活センターには、「遠隔操作アプリで画面共有をしながらFX（外国為替証拠金取引）の自動取引を行うプラン（自動売買ツール）の勧誘を受け、そのまま借り入れの申請に誘導されていた」などの相談も寄せられています。

「もうかる」という言葉に注意

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は信用しないように注意しましょう。「借金してもすぐに元が取れる」などと説明されることがありますが、簡単に稼げるようないい話はありませぬ。借金をすぐに返せる保証は一切なく、事業者によって解約や返金を求めても突然連絡が取れなくなったりする例が多発しています。説明をうのみにせず、冷静によく考えましょう。

また、遠隔操作アプリは安易にインストー

【トラブルの流れ】

①副業サイトやSNS広告をみて副業や投資に興味をもち、登録する



「○○するだけ！」
「最短○分！」

②数千円程度の情報商材を購入する



¥2,000

③「説明に必要」などと言われて資料の共有のために遠隔操作アプリをインストールする



④画面共有での説明中にサポートプランを勧誘され、「お金がない」と断ると、貸金業者から借りるように言われる



「簡単に稼げる！」
「すぐに元が取れる！」

⑤画面共有をしたまま、相手から指示を受けてオンラインで貸金業者から借金をさせられ、事業者が勝手に引き出す



⑥聞いていた通りにはもうかからず、借金が残る



独立行政法人国民生活センター提供

ルしないようにしましょう。事業者から「副業や投資の説明のために必要」「借金する方法を教える」などと言われ、インストールを指示されますが、アプリを入れてしまうと自分が意図しない操作をされる恐れがあります。

遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったり、IDやパスワードを変更するなど悪用されないための対策をとりましょう。事業者によってIDやパスワードを勝手に変更されてしまう恐れもありますので、その場合は、勧誘された事業者ではなく、すぐに登録した貸金業者に直接連絡を取り、事情を伝え、悪用されないように対策をとりましょう。

不安に思った場合やトラブルに遭った場合には、一人で悩まず、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。

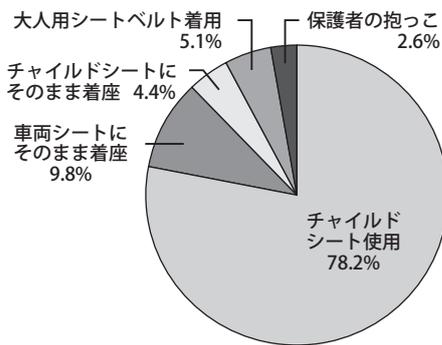
消費生活相談員を募集

北海道消費者協会は、道立消費生活センターで勤務する消費生活相談員を募集しています。資格として、①消費生活相談員（国家資格）②消費生活専門相談員（国民生活センター）③消費生活アドバイザー（日本産業協会）④消費生活コンサルタント（日本消費者協会）のいずれかが必要です。詳細は総務・組織連携グループ、電話011-221-4217へ。

チャイルドシート推奨基準変更

JAF（日本自動車連盟）は今年9月、チャイルドシートの使用を推奨する身長を従来の「140センチ未満」より10センチ高い「150センチ未満」に変更しました。

8月に福岡市で5歳と7歳の子どもが、事故による大人用シートベルトの締め付けで死亡する事故があり、従来の基準だと6歳以上の子どもでも、首にシートベルトが引っかかる



ケースもあり 6歳未満のチャイルドシート使用状況（JAF ホームページから）

JAFが5月に行った調査によると、チャイルドシートの使用率は全国平均78.2%、北海道は68.4%で、全国は約2割、北海道は3割の子どもがチャイルドシートを使用していないことがわかっています。

暖房器具は使用前に点検を

寒い季節を迎える前にストーブやファンヒーターなど暖房機器の点検を行うことで、火災事故などを防ぐことができます。以下の点検項目を確認してみましょう。

①電源コードにキズやひび割れ、断線がないか②熱さを調整するコントローラーに不具合がないか③燃焼部にほこりがたまっていないか。そのほか、使用上の注意をよく確認し、使用前の点検を行きましょう。



また、暖房器具を使用する季節は部屋の空気が乾燥します。乾燥は肌荒れや髪のかさつき、風邪や感染症など健康にも悪影響があります。部屋の乾燥対策として①加湿器を使う

（湿度を40～60%に保つのが理想）②濡れたタオルを干す③観葉植物を置く④お湯を沸かすーなどが良いでしょう。室内でタオルを干すときは、暖房機器の近くに置くと火災の原因になります。注意して使用しましょう。

リチウムイオン電池の廃棄に注意

スマホやパソコンなどに使用されることが多いリチウムイオン電池。充電式の電池は法律で回収を義務づけられています。特にリチウムイオン電池は損傷を受けた場合に発煙・発火の危険があります。ゴミの回収に出して収集車が炎上するといった事故も全国で起きています。

小型リチウムイオン電池を処分する際は、端子部分にビニールテープを貼るなど絶縁処理をし、家電量販店やホームセンターの回収ボックス、自治体の回収サービスを利用しましょう。お住まいの自治体のホームページなどを参照し、適切に廃棄しましょう。充電式の製品は使い勝手もよく便利ですが、廃棄まで考慮して製品を選ぶことも大切です。

未来を変えるエシカル消費

地域を支える地産地消

地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」。買う人は新鮮なものが手に入り、自分の住む地域の作り手にお金が還元されます。これもエシカル消費のひとつです。

例えば、地元で生産している農産物を旬の時期に地元のお店で買うことは、輸送のエネルギー、費用の節約ができるのでエシカル消費につながります。輸送に伴うCO₂の排出が少なくなると、環境への負荷も小さくできます。



環境のため、地域のためになる消費を考えましょう。

オーラルケアなど学ぶ

くらしのセミナー開催

消費生活で必要な基礎知識や最新の情報を学ぶ「くらしのセミナー」（道立消費生活センター主催）の本年度第4回は9月4日、「オーラルケア」をテーマに、同センターで開催しました＝写真＝。

生活用品メーカーライオンの三浦智子氏が、口と健康の関係や歯の役割、毎日のセルフケアとして歯ブラシや歯間ブラシの使い方を、実際にブラシを使って解説しました。参加者は会場40人、オンライン27人の計67人でした。



また、10月9日の第5回は、「アニマルウェルフェア」がテーマ。講師の北海道大学大学院農学研究院准教授の清水池義治氏が、鶏の飼育方法と卵の値段の関係为例に、アニマルウェルフェアの基本的な知識について講演し、52人が耳を傾けました。

土曜に消費者トラブル110番

道立消費生活センターは10月19日（土）に、「消費者トラブル110番」を実施し、同センターの消費生活相談員と札幌弁護士会の弁護士が、電話や面談で消費者からの相談を受けました＝写真＝。



日中や平日などに利用ができない方にも対応できる特別相談で、今回は9件の相談がありました。情報商材や賃貸アパートの高額な原状回復費用、住宅リフォーム等に関する相談が寄せられました。

3氏に北海道社会貢献賞

9月20日の北海道消費者大会に合わせ、本年度の北海道社会貢献賞（消費生活関係功労者）の表彰式が札幌市中央区のかでる2・7で行われ、北海道知事代理の鏡法裕消費者安全課長から次の3氏に贈呈されました。

荻野久枝さん（伊達消費者協会会長）は、協会の指導者として長年にわたり消費者教育、人材育成に努め、春と秋の青空フリーマーケットや消費生活展など多彩なイベントを開催、協会会員の増強に継続的に取り組んできました。

西出真理子さん（札幌消費者協会元相談課長）は、消費生活相談員として23年間相談業務に従事し、消費者被害の未然防止と消費者被害救済に尽力しました。2021年度に札幌簡易裁判所の民事調停委員に就任し、紛争の迅速・柔軟な解決に努めています。

吉田智恵子さん（上砂川消費者協会副会長）は、長年にわたり協会活動の指導的役割を担い、衣類のリメイク講習会やスマートフォン講座の開催などを手掛け、消費者教育や消費生活の安定と向上に大きく貢献されました。



前列左から荻野さん、西出さん。吉田さんは欠席のため代理が出席

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話
TEL 050-7505-0999

消費者ホットラインTEL 188（「嫌や」泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

SNS に安い二重まぶた施術の広告が…

高額なプランを勧められたので、解約したい

Q 高校生の娘が二重まぶた施術1万5千円とのSNS広告を見て施術を希望したため、娘とともに美容外科に出向いた。ところが診察の際に医師から「安価なプランでは希望する状態にはならない」と言われて、40万円のプランを勧められた。高額なため、いったん考えると伝え、30万円に値下げされたので契約し、施術予定日は2週間後になった。契約金額30万円のうち2万円は現金で支払い、残額は私の

クレジットカードで決済した。契約から3日後、やはり高額なため解約したいと美容外科に申し出たところ、「解約するには、違約金として契約金額の2割を支払ってもらう」と言われて、違約金6万円の支払いに応じた。しかし、返金予定日に返金されなかった。施術前なので全額返金してほしい。



（50代 女性）

A 消費者契約法では、解約に伴い違約金の定めがある場合には、事業者が生ずる平均的な損害の額を超える額は消費者に請求することはできず、超える部分は無効となります。相談者にその旨を説明したところ、違約金を支払わず返金してもらうよう自分で交渉して、その結果を報告するとのことでした。

その後、相談者から、「違約金の請求は変わらず、いまだに返金されない」との報告を受け、当センターから事業者に連絡を取りました。事業者から、「解約の手続きにミスがあり、返金が遅れた。今回は違約金を請求せず、早急に返金する」と回答がありました。

後日、相談者に全額返金されたことを確認し、相談を終了しました。

美容医療の契約は慎重に！

美容医療については、SNS やウェブサイト
に安価な広告の掲載や口コミなど、さまざま

な情報があふれています。当センターには、カウンセリングだけを受けるために予約を取ったにもかかわらず、「今日施術をするなら割引がある」などと勧められて、その場の雰囲気ですり切れず契約してしまった等の相談も寄せられています。当日中の契約や施術を迫られてもその場で決めず、帰宅して周囲に相談するなどしてよく検討しましょう。

厚生労働省は、美容医療サービス等の自由診療について指針を定めています。その中では、医学上の必要性がなければ、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであり、やむを得ず施術を希望する者には十分な説明を行い、施術を受けるかどうか熟慮のため十分な時間を設けて実施しなければならないとされています。

医師から美容医療のリスクや副作用等の説明を受け、しっかりと確認した上で施術を受けるかどうか判断し、困ったことがあれば最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



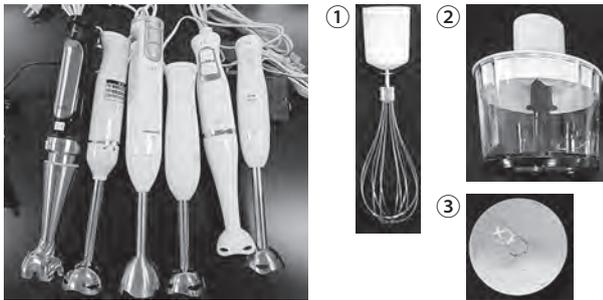
ハンドブレンダーの使い勝手

商品
テスト

ハンドブレンダーとは、マルチブレンダーの名称でも販売され、アタッチメントを交換することでハンドミキサー、フードプロセッサー、ジューサーなどとして使用でき、混ぜる・きざむ・つぶす・泡立てるなどができるハンディタイプの調理家電です。スイッチを押している間のみ刃が回転し、食材の状態を確認しながら仕上げられます。本試験では1万円以下のハンドブレンダーについて機能性や使い勝手などを調べ消費者へ情報を提供します。

テスト品目

1万円以下のハンドブレンダー 6 銘柄



左から No.1、2、3、4、5、6

①ホイッパー、②チョッパー、③おろし刃

テスト方法

試験はすべて、速度調整機能がある銘柄は最大速度、通常モードとターボモードがある銘柄はターボモードで行いました。

○テスト品一覧

No.	商品名	型式	メーカー等	生産国	消費電力* [W]	PS E	Sマーク	誤作動 防止機能	購入価格 (税込み) [円]
1	ブラウン マルチクイック7 ハンドブレンダー	MQ7005X	デロンギ・ジャパン株式会社	ルーマニア	400	○	○ (S-TÜVRheinland)	—	9,700
2	KEY+ARTZ ハンドブレンダー泡立て器付	HHB 1-C	株式会社ヒーローグリーン	中国	200	○	—	—	3,600
3	Panasonic ハンドブレンダー	MX-S302	パナソニック株式会社 くらしアプライアンス社	中国	200	○	○ (S-JET)	○	7,400
4	TESCOM ハンドブレンダー	TBL30A	株式会社テスコム	中国	200	○	—	—	5,940
5	Blanc by dretec クックスティック	HM-804	株式会社ドリテック	中国	150	○	—	—	3,840
6	BRUNO マルチスティックブレンダー	BOE034	BRUNO 株式会社	中国	200	○	○ (S-JQA)	—	7,150

*ブレンダー使用時の消費電力

○調理時間

・ブレンダー（混ぜる・つぶす） 7mm角にきざんだジャガイモとニンジン、5mmのみじん切りにしたタマネギ計110gを20℃800ccの水に入れ、沸騰するまで強火、その後弱火で合計30分加熱。火を止め5分間放置した後、ハンドブレンダーを鍋の内側側面に沿って1秒で1周するように動かし野菜が滑らかになるまでの時間を測定しました。

・ホイッパー（泡立てる） 卵白約40gで角が立ったメレンゲになるまでの時間を測定しました。

・チョッパー（きざむ） チョッパーが付属したNo.3～6でニンジン60gを縦半分に切り、均一なみじん切りになるまでの時間を測定しました。

・おろし おろし刃が付属したNo.4で大根50gをぶつ切りにし、均一なおろしになるまでの時間を測定しました。

○最大稼働音 調理中に、1m離れた位置での稼働音を測定しました。

○電気代 各調理時の電気代単価を30円/kWhとして電気代を算出しました。

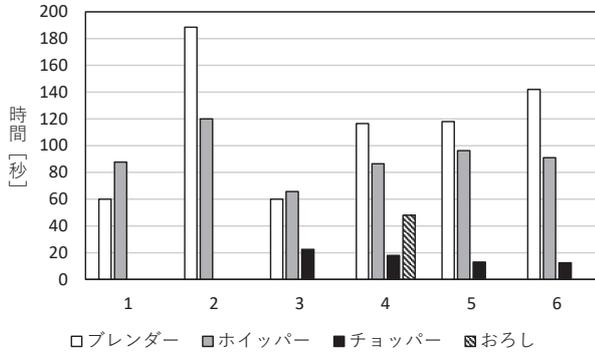
○安全性 使用時外郭温度を赤外線カメラで観察しました。また誤作動防止機能の有無を調べました。

○表示 安全に関する表示の有無を調べました。

○操作性 速度調整の有無を調べました。

テスト結果

<調理時間>



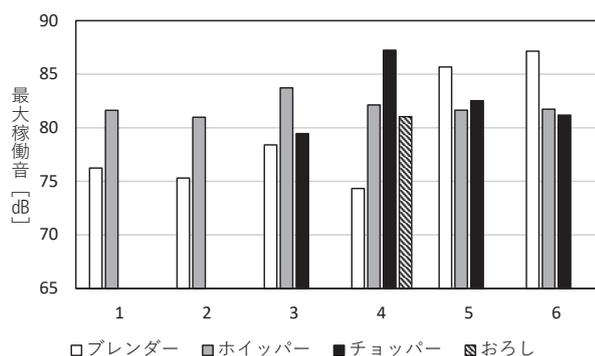
・**ブレンダー** すべての銘柄で野菜は概ねなめらかになり、その時間は60（No.1、3）～189秒（No.2）でした。

・**ホイッパー** すべての銘柄できれいなメレンゲができ、その時間は66（No.3）～120秒（No.2）でした。

・**チョッパー** チョッパー機能のあるすべての銘柄で均一なみじん切りになり、その時間は13（No.5、6）～23秒（No.3）でした。

・**おろし** 問題なく均一なおろしになり、その時間は48秒（No.4）でした。

<最大稼働音>



最大稼働音は、ブレンダー使用時74.3（No.4）～87.1dB（No.6）、ホイッパー使用時81.0（No.2）～83.7dB（No.3）、チョッパー使用時79.5（No.3）～87.2dB（No.4）、おろし使用時81.0dB（No.4）でした。

<電気代>

電気代はいずれの調理も0.1円以下でした。

<安全性>

使用時外郭温度を観察しましたが、すべての銘柄で異常発熱はありませんでした。

誤動作防止機能はNo.3のみにあり、ロック解除ボタンを押しながら運転ボタンを押さなければ動作しない構造でした。

<表示>

電気用品安全法で定められた安全規格を満たしていることを証明するPSEマークがすべての銘柄にありました。また電気製品の安全のための第三者認証であるSマークが3銘柄（No.1、3、6）にありました。

<操作性>

No.1、3に速度調整機能がありました。No.1はボタンの押し込み方で速度が変化し、No.3はダイヤル式でした。No.2、5は通常モードボタンとターボモードボタンがありました。No.4、6は運転ボタン1つのみで速度調整機能がありませんでした。

アタッチメントの着脱方法は、No.1のみボタン式で、ほか5銘柄は印に合わせてはめ合いロック位置まで回して取り付ける方式でした。

消費者へのアドバイス

- ・アタッチメントの交換や食材を取り除く際には必ずコンセントを抜きましょう。誤作動などで思わぬけがをする場合があります。
- ・ブレンダーは構造上、刃がむき出しになっています。使用時に注意するのはもちろんのこと、子供の手の届かない場所に保管するなど注意しましょう。
- ・食材の形状、量によって調理時間は変わります。
- ・付属のアタッチメントの種類は銘柄によって異なります。購入時には使用したい機能が付属しているかを確認しましょう。
- ・取り付けるアタッチメントによって定格時間（一回に使用できる時間）が変わります。定格時間を超過する使用は故障の原因になりますので、取扱説明書を確認し定格時間を守りましょう。

センター見学のご案内

道立消費生活センターは、展示ホール＝写真＝や普段一般公開していない商品テスト室などの施設見学を随時行っています。本年度の見学者は10月4日時点で256人です。

見学では、食品や衣料、環境問題、悪質商法、契約など、暮らしに関する内容をテーマにしたミニ講座や着色料抽出実験、清涼飲料水の成分実験なども行っています。参加者からは「知らないことがたくさんあった」「見に来て良かった」と好評です。

団体、個人を問わず参加申し込みをお待ちしています。ぜひご来場ください。問い合わせは教育啓発グループ、電話011-221-0110へ。



冬休みに親子体験講座

同センターは、小学校の冬休み期間にあわせて、親子体験講座の開催を予定しています。日程は決まり次第、ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

くらしのセミナーで学ぼう

「食料安保」「サプリメント」について学びませんか。道立消費生活センターは、11月、12月開催の「くらしのセミナー」参加者を募集しています。

本年度第6回は11月6日（水）午後1時から「我が国の食料安全保障をめぐる情勢について」をテーマに、食料自給率や輸入状況、世界の食料需給から、日本を取り巻く食料、農業の現状を学びます。北海道農政事務所調整官の高橋直樹氏が普段のニュースでは知ることのできない日本の食料事情や、それを支える農業について解説します。

12月4日（水）午後1時からの第7回は紅麹（べにこうじ）による健康被害で注目される健康食品についてで、「サプリメントって何？ いわゆる健康食品とは～栄養機能食品と機能性表示食品の違い～」がテーマ。フードマイスターの資格を持つ北海道消費生活コンサルタントの竹田加代氏が講演します。



いずれも参加無料。申し込みは、電話または同センターホームページ申し込みフォーム（上の二次元コードからアクセス可）で受け付けています。教育啓発グループ、電話011-221-0110へ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

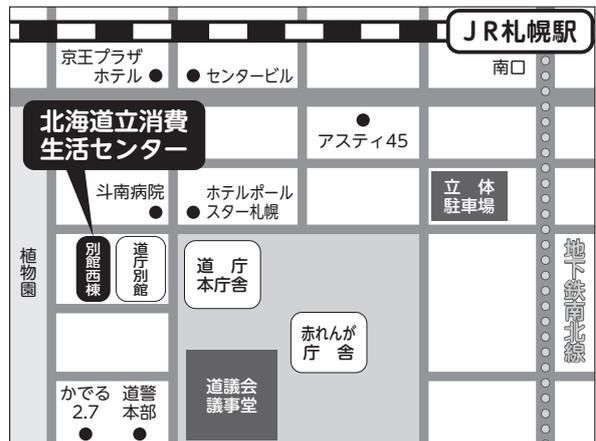
ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<https://www.do-syouchi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索



本紙の記事を転載する場合はセンターまでご連絡ください。